

# 武蔵小杉合同法律事務所



ヘイトスピーチに関する提訴記者会見

## NEWS VOL.14 2023.1



## 年始に寄せて

2022年2月にロシアによるウクライナ侵攻が開始され、両国の多くの市民が戦争による犠牲となったまま、年の終わりを迎えることになりました。この悲惨な現実、戦争は決して許容できないものであるという事実を突きつけています。

日本の憲法は、恒久平和主義と軍事力の放棄を定め、日本に限られない全世界の国民が平和に生きていく理想を掲げており、戦争根絶のために尽力することは日本社会の責務です。それに関わらず、日本政府は、国民へのさらなる負担増を前提として軍備力の増強に腐心し、憲法上明らかに禁じられている「敵基地攻撃能力」や「反撃能力」の保有に舵を切っています。いままさに、憲法の理念に立ち返り、世界中の戦争をなくすための取り組みが求められている時代といえます。

戦争、ひいては争いをなくすためにもっとも重要なことは、相手と同じ一つの社会に暮らす仲間であると認め、相手のことを理解し、その気持ちに共感していくことです。社会内で差別や偏見がはびこり、市民同士が分断されているからこそ、社会から排除するための争いが生じるものといえます。日本社会の中にある差別や偏見をなくし、全ての人を包摂した暮らしやすい社会を目指すことは、国際社会内での分断

の解消を目指すことにもつながり、戦争のない社会の実現に繋がっていくものと信じています。

当事務所も設立以来所員一丸となって、憲法を守るためのたたかいを続け、特に差別問題に注力しています。日本社会において差別される人は特定の属性の人に限られず、女性、貧困家庭、障害者、在日外国人、トランスジェンダーなどの性的マイノリティなど多岐にわたっています。さらに、在日外国人女性など複数の属性を持つ人々への差別は「複合差別」と呼ばれ、苦しむ声は非常に届きづらいものとなっています。弱い立場にいる人々への差別を喧伝し、攻撃していくことは決して許されません。か細い声をくみ取り、差別解消のための力になるため、事務所の総力を挙げて取り組む次第です。

ぜひ、私たちの取り組みに関心を持っていただき、お近くの方と差別について語り合う機会を持っていただければ幸いです。

信念のご挨拶に替え、重ねて憲法を守り、差別をなくす決意を表明いたします。

ながた りょう  
弁護士 永田 亮



## 留学を終えて

2021年度日本弁護士連合会の派遣研究員として、イリノイ大学ロースクールで「アメリカにおける人種差別・女性差別に基づくサイバーハラスメントの被害と実態・日米におけるサイバーハラスメントについての法整備と被害救済のための実務上の手段の比較」について研究しました。2017年から約1年にわたって大量懲戒請求を受けたことで、一度は留学を断念しましたが、所員のサポートを受けて、一念発起し留学をすることができました。当初思い描いていた形での留学ではなく忸怩たる思いもありましたが、アメリカで生活し学んだことは得難い貴重な経験でした。現地では、さまざまな国からきた裁判官・弁護士・研究者と意見を交換し交友を深めました。また、現地に住む人たちの交流を通じて、アメリカ社会の文化や価値観などに深く触れることとなり留学をしなければ気づかなかっただろう新たな視点を得ることが出来ました。

米国滞在中、コロナ禍によりアジア人へのヘイトクライムが激化したことにより、ヘイトクライムが多発し、アトランタでは、アジア人女性に対する銃の乱射事件がありました。事件翌日、私が住んでいた地区では、子どもが学校に在籍するすべての家庭に対して手紙を出し、事件に哀悼の意を表し、ヘイトクライムを許さないこと、そして常にアジア人と共にあると連帯



University of Illinois College of Law

を明らかにしました。このように公の機関が、州外でのヘイトクライムの事件を批判し、マイノリティに寄り添う立場を明確にすることは、日本では見られないことであり、非常に感銘を受けました。日本では2021年に8月30日に京都市ウトロ地区で放火事件が発生しました。判決によると、加害者は、韓国人に対する嫌悪・敵対感情があり、在日韓国・朝鮮人や日本人を不安にさせてこの問題に注目を集め、自分が思うような排外的な世論を喚起したいと考え犯行に及びました。しかし、このようなヘイトクライムが発生しているにもかかわらず、日本政府や自治体は、何の意思表示もせず黙ったままです。このような日米の差別に対する態度の違いを肌で感じ、日本政府の差別に対する感度の低さを改めて認識しました。今年は、流言飛語によって多くの在日朝鮮人が虐殺された関東大震災からちょうど100年になります。この節目を機会に、改めて、日本社会にある差別問題と対峙し、そして、アメリカで得た知見と経験を生かし、弁護士として事件に取り組んでいきたいと思っています。

弁護士 <sup>そん</sup> 宋 <sup>へよん</sup> 恵燕



## 今年の訴訟

今年の重要な裁判としては、まず、川崎の在日コリアン女性に向けられた醜悪なヘイトスピーチを対象とした損害賠償請求事件「ハゲタカ事件」があります。これは、特にヘイトスピーチ解消法3類型のうち、排除型にあたる「祖国に帰れ」という表現の違法性を問うものです。

ヘイトスピーチ解消法は、ヘイトスピーチについて、3つの類型（害悪告知型、侮辱型、排除型）を定めていますが、このうち、排除型は他の規範（脅迫や侮辱）には当てはまらない、にもかかわらず、最も頻繁になされ、かつ残酷なヘイトスピーチです。裁判では板垣竜太先生の社会学的意見書と若林三奈先生の法学意見書を提出、ヘイトスピーチ問題についての判例理論を高める新しい判決を目指します。おそらく一審判決は年内に出ると思います。

同じく在日コリアンのルーツを持つフォトジャーナリストの安田菜津紀さんについても、ヘイトスピーチに対する損害賠償を求めており、ここでもヘイトスピーチによる法益侵害は何かを問うています。



安田菜津紀さん提訴記者会見

そのほか、女性差別問題に関しては、男性研究者が女性差別的発言をしたこと等を問う「オープンレター訴訟」や、若年女性支援団体「Colabo」への誹謗中傷を巡る訴訟、さらに、トランスジェンダー問題に関しては、台湾出身のLGBTQ当事者男性がトランスジェンダー差別の意義を問うた訴訟なども、今年大きなテーマになります。今年も引きつづき、どうかよろしく願いいたします。

弁護士 <sup>かんばら</sup> 神原 <sup>はじめ</sup> 元



## 2022年12月8日より 河西 拓哉 弁護士が入所しました!



はじめまして、第75期司法修習を修了し、2022年12月8日付けで武蔵小杉合同法律事務所に入所することとなりました、河西 拓哉(かわにし たくや)と申します。

弁護士になる前は会社員として働いておりました。その中で、労働者の立場の弱さを感じることは少なくありませんでした。また、市民運動等に参加し、様々な社会問題について知っていく中で、弱い立場に置かれた人々が不当に権利や尊厳を侵害されていることを知りました。こうしたことから、そのような人々のために働きたいと考えるようになり、弁護士を目指しました。

司法試験の勉強を始めるよりも前に、市民運動等に参加する中で、当事務所のことを知りました。そして、当事務所の先輩方が徹底して弱い立場に置かれた方々の側に立ち、率先して抗議の声を上げているところを見て、大変勇気づけられました。こうしたことから、先輩方のような弁護士になりたいと思うようになり、当事務所を志望しました。

弁護士への相談は、ご相談に来られる多くの方にとって人生の一大事であると思います。そのことを肝に銘じ、常に最良の解決方法を探っていく姿勢をもって、日々の弁護士業務に臨みたいと思います。

また、私は、誰もが対等な個人として尊重される社会は誰もが生きやすい社会であると考えているため、そのような社会の実現に寄与できるような活動にも取り組んで参りたいと思います。

この度、ご縁があって尊敬する先輩方と一緒に働けることとなり、大変嬉しく思っておりますが、与えられた環境に甘えることなく、先輩方に恥じない弁護士となれるよう日々努力していく所存ですので、皆様どうぞよろしくお願い致します。

弁護士 かわにし 河西 たくや 拓哉



## 自由法曹団本部事務局次長としての取り組み

私は、一昨年に100周年を迎えた人権擁護を目的とする弁護士の全国組織である「自由法曹団」に所属しています。2021年10月より、自由法曹団の本部の事務局次長に就任し、全国規模での人権課題に取り組む機会をいただいています。

その自由法曹団のなかで、全国規模のネットワークがあることから、各地での差別課題を学び、応援していく取り組みを始めました。これまでは神奈川県でヘイトスピーチに対する取り組みを行っていましたが、差別に苦しむマイノリティの方は在日外国人に限られず、女性、障害者、性的マイノリティなど多岐にわたっています。自分がこれまで積極的に取り組んでいない差別課題を学ぶ機会も得て、とても充実しています。

取り組みの中では、差別がヘイトクライムという犯罪に発展した、京都ウトロ地区で生じた放火事件の現場とウトロ地区の歴史をまとめたウトロ平和祈念館への現地調査を行った、トランスジェンダーに対する差別や偏見を乗り越えるためのトランスマーチ2022に参加してみたりと、日々刺激を受けてばかりです。

社会のなかで誰も排除されることのない、みんなにとって優しい社会を作るために今後も取り組みを続けていきます。



東京トランスマーチ2022

弁護士 ながた 永田 りょう 亮



事務所の最寄り駅は、武蔵小杉駅と新丸子駅です。武蔵小杉はタワーマンション群で有名になりましたが、新丸子は下町の雰囲気漂う町です。

昨年秋、新丸子路地裏連合会主催「第4回新丸子路地裏のお店つまみぐいまつり」の開催にあたり、「SDGs新丸子ガイドブック」が発行され、当事務所も掲載されました。ガイドブックは近くの小学校でも配布、地域の皆さんに知っていただく良い機会になりました。

法律事務所というとちょっと敷居が高く感じられますが、事務所のモットーは『身近な法律家として「わかりやすく、ていねいに」』です。最初の窓口になることの多い事務員としても、ていねいな対応を心がけるよう、気持ちをあらたにしました。(事務局：T.M)



昨年、以前から興味があった陶芸教室にいき、茶碗を作ってきました。「電動ろくろ」をまわし、水で粘土を滑らせながら、足元にあるペダルと手元付近にあるレバーで、ろくろの回転の速さを調節して成形していくのですが、なかなか感

覚がつかめず足の方に意識を持っていかれ、粘土が崩れてしまったりしました。時間制限もあり、焦ってしまいました。講師に手伝ってもらいながらなんとか形成させることができました。最終的な完成までにその後も作業があり、①乾燥→②素焼き(乾燥だけでは水に濡らすと粘土に戻るため素焼きをするとのこと)→③釉薬かけ(ゆうやくかけ(器の表面をガラス状にするための作業。))→④本焼きという作業を終えて完成になります。自身の不器用さを痛感しましたが、苦勞して完成させた茶碗は今も大事に使っています。

(事務局：M.M)

## 書籍のご案内



「9条の挑戦 非軍事中立戦略のリアリズム」  
伊藤真、神原元、布施祐仁著  
(大月書店)



「ヘイト・スピーチに抗する人びと」  
神原元著 (新日本出版社)



「いまこそ知りたい! みんなでまなぶ日本国憲法」  
明日の自由を守る若手弁護士会の編著 (ポプラ社)



「裁判の中の在日コリアン」  
増補改訂版 日本社会の人種主義・ヘイトを超えて!  
在日コリアン弁護士協会編著 (現代人文社)



「Q&A 新・韓国家族法」  
在日コリアン弁護士協会編著 (日本加除出版)



## ※ JR南武線 武蔵小杉駅から徒歩5分

※ 横須賀線でお越しの場合は、新南改札を出て、網島街道を北に向かって進行方向右側の歩道をお進み下さい。高架になっていますので、南武沿線道路を越えた所(動物救命救急センターの前)の階段を降りて横須賀線線路と逆の方向へお進み下さい。1Fにサビックス(学習塾)の青い看板が立っているビルの5階です。

※ 事務所専用の駐車場はございません。お車で越しの場合は近隣のコインパーキングをご利用下さい。



※本事務所ニュースは当事務所のご依頼者、関係者、イベント参加者等のみなさまにご送付しております。ご不要の方はお手数ですが当事務所までご連絡下さいますようお願い致します。

武蔵小杉合同法律事務所は、2010年5月に武蔵小杉に開設された法律事務所です。身近な法律家として「わかりやすく、ていねいに」をモットーにご相談に応じます。

法律相談予約受付中



武蔵小杉合同法律事務所

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 2-895 武蔵小杉ATビル505号室

tel.044-431-3541

<http://www.mklo.org/>